

なんだっけ

治安維持法って何？

しんぶん赤旗 2017年2月27日(月)

Q 共謀罪が「現代版治安維持法」と呼ばれることがあるけど、治安維持法って何？

A 戦前の絶対主義的天皇制のもとで政府が気に入くない主張や活動をする団体をつくることや、そのメンバーになることを“犯罪”とした法律です。1925年につくられました（45年10月廃止）。

Q 政府の気に入くないことって？

A 処罰対象は「国体を変革すること」「私有財産制度の否認」などとなっています。

当時の絶対主義的天皇制のもとでは、民主化を求めることは弾圧対象でした。治安維持法は、「国体を否定しまたは神宮もしくは皇室の尊厳を冒とく」として処罰対象にしているのです。国や宗教について、政府と違う考えを持つことも許さない規定です。政治や労働、文化運動にとどまらず、多くの宗教者も弾圧されました。あいまいな規定のため、当時の特高による乱用と拡大解釈で、誰でもが“容疑者”になりえました。

Q 罰則は重かったの？

A 2回の改悪が行われ、最高刑は死刑まで引き上げられました。“有罪”判決を受けて、刑期満了になっても“再犯”しそうな人を拘束する「予防拘禁」もありました。警察が人の思想・信条にいったん目をつけたら、徹底して圧殺できる仕組みです。

Q 犠牲者はどれくらいいるの？

A 検束・勾留された人は数十万人にのぼります（表）。命を落とした人は、氏名が特定できるだけで500人余りいます。

(2017・2・27)

■犠牲者の数

| | |
|----------------------|-------------------|
| 弾圧が原因で命を落とした人（氏名判明分） | 514人 (15年4月時点) |
| 検挙者 | 6万8274人※ |
| 起訴者 | 6550人※ |
| 起訴猶予 | 7316人※ |
| 検束・勾留者(未送検者) | 数十万人 |

※は小樽商科大学の荻野富士夫教授の調査。
1928年10月～45年5月までの集計。
その他は治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟調べ

共謀罪 手口は同じ

10年前・619→116 安倍内閣・676→277

対象犯罪減っても危険変わらず

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

政府は「共謀罪」法案の対象犯罪を原案の676から277に絞り、閣議決定・国会提出を狙っています。こうした対象犯罪“減らし”による本質隠しは過去の「共謀罪」法案で自公政権が用いた手口です。対象犯罪が減っても、その危険性は少しも変わりません。(矢野昌弘)

「さあさあ、『共謀罪』法案だよ。対象犯罪676といきたいところだが、277でどうだ」

「共謀罪」法案を通過させるために自公政権が持ち出してきた対象犯罪“減らし”は、まるで「バナナのたたき売り」を連想させます。

3度目の「共謀罪」法案(2009年廃案)では、当初、対象犯罪が619でした。

しかし、国民の反対が強く、自公政権は民主党(現、民進党)に対象犯罪を306に絞り込む案の修正協議を持ちかけたものの決裂。自民党は07年に党内の「条約刑法検討に関する小委員会」で、法案の修正案づくりをしています。

そこでは、対象犯罪を(1)116(2)139(3)146にするという3パターンがつくられました。いずれも対象犯罪を原案の4分の1以下にしています。

しかし、憲法が保障する思想・良心の自由を侵す共謀罪の危険な本質はそのまま、国民の批判は収まりませんでした。

そのため、この修正案は国会に提出されることなく、法案自体も廃案となりました。

今回の277への対象絞り込みも10年前の二番煎じといえるものです。

法案提出に反対する国会内での学習会(16日)で立命館大学の松宮孝明教授は「テロにつながりそうな犯罪、例えば爆発物取締罰則には共謀罪があり、銃刀法では所持を処罰できる。重大犯罪ほど現行法で対応できるのだから、対象を重大な犯罪に絞れば絞るほど、ますます『共謀罪』がいらなくなる」とのべました。

昨年、改悪された盗聴法をみても導入当初、対象犯罪が限定され、捜査機関に厳しい要件が課されていました。4種類の組織犯罪に限られていた盗聴対象に、改悪によって9種類の一般犯罪が加わりました。要件も捜査機関に使い勝手のよいものに大幅緩和されました。

松宮教授は「『ともかく、一つだけでも共謀罪を作らせて』という説明に気をつけなければいけない」と指摘。「いろんな法律で『小さく産んで、大きく育てる』が行われ、治安維持法も拡大が繰り返された。小さいうちにつぶすことが大事だ」と呼びかけています。

主張

「共謀罪」の導入

危険浮き彫り 法案提出やめよ

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

捜査機関が「犯罪を計画・話し合った」とみなせば実行しなくても処罰できる「共謀罪」

法案の危険性が、国会審議の中でさらに浮き彫りになっています。安倍晋三政権は盛んに「一般の人は対象にならない」と繰り返してきたのに、法務省は一般人が対象にされる余地がある見解を明らかにし、新たな問題となっています。「テロ対策に必要」との説明についても金田勝年法相らは、その根拠をまともに語れません。国民の思想や内心を取り締まる憲法違反の法案の深刻な矛盾は明らかです。共謀罪法案の閣議決定・国会提出は、きっぱり断念すべきです。

捜査機関の解釈次第で

共謀罪は、まだ起きていない「犯罪」について、2人以上で話し合い「合意する」ことが犯罪に問われるというものです。実際に起きた犯罪行為を罰するとした日本の刑法の大原則を踏みにじるとともに、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とした憲法19条に反する危険な内容です。共謀罪法案は過去3回国会に提出されましたが、国民の批判の高まりで、3度とも廃案に追い込まれた経過があります。

国会に4度目の提出を狙う安倍政権は、「共謀罪」ではなく「テロ等準備罪」だとか、一般人は対象外だ、と説明してきました。

その“根拠”に挙げていたのが、取り締まる対象は「組織的犯罪集団」に限るということです。ところが先週、法務省は「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象との見解を示しました。「一変した」との判断は、捜査機関に事実上ゆだねられるとみられます。捜査機関の解釈や裁量で、労働組合や市民団体でも対象にされかねません。首相も、国会で法務省の見解を正当化しました。今回の法案が、「一般人は対象にならない」どころか、歯止めのない危険がいよいよ際立つばかりです。

共謀罪をテロ対策に必要だとする根拠の一つにしている「国際組織犯罪防止（TOC）条約」締結のためという理由も説得力を失っています。TOC条約のもともとの主眼は、マフィアなどによる経済犯罪を念頭にしたものであり、過去には南野（のおの）知恵子法相（当時）もその立場から答弁していました。当時の説明との食い違いを衆院予算委員会で追及された金田法相は、しどろもどろの答えしかできません。

これまでの議論の経過を無視して、「テロ対策だ」「東京五輪が開けない」などと国民を欺いて、なにがなんでも共謀罪を押し通そうという安倍政権に大義も道理もないことは明らかです。

「質問封じ」法相は辞任を

自らの答弁不能を棚に上げ、“法案が国会に出されるまで質問するな”とする文書を作成した金田法相の責任は重大です。批判を浴びて文書は撤回しましたが、その後も金田氏は、共謀罪の肝心な部分で質問を受けると「法案ができれば説明する」と繰り返すばかりで、まともに審議する態度ではありません。国会審議を無視し、三権分立の原則に反したことに無反省の金田法相は辞任すべきです。

国会に出される前から問題が噴出している共謀罪法案について、安倍政権は3月上旬の

閣議決定・国会提出を狙っています。そんな暴走は、絶対に許されません。

森友学園への国有地売却 8億円値引き 口実崩壊

埋設ゴミ処理 未確認

宮本岳志議員 理事長の参考人招致要求

衆院委

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

財務省近畿財務局が大阪市内の学校法人「森友学園」(籠池泰典(かごいけやすのり)理事長)に私立小学校用地として豊中市内の国有地8770平方メートルを8億1900万円も値引きし1億3400万円で売却した問題で、国が値引きの理由としていた埋設ゴミの処理工事を確認しておらず、法的に義務づけられた工事でもないことが、21日の衆院財務金融委員会で明らかになりました。日本共産党の宮本岳志議員が追及しました。

この土地を売った時点での更地の価格は9億5600万円。売却にあたり、敷地の大半にあたる5190平方メートルにゴミが埋まっているとして、国はゴミの処理費用8億1900万円を値引きしました。

8億1900万円の費用がかかるゴミ処理工事が実際に行われたかただした宮本氏にたいし、財務省の佐川宣寿理財局長は「確認していない」と答えました。

さらに小学校用地とするため、このゴミ処理工事を必要とする法的根拠があるのかについて、文部科学省の山下修文教施設企画部長は「義務付けられていない」と答えました。

宮本氏は、「国民の財産である国有地を、ただただ値引きして売ってやったということだ」と批判し、事実の解明のため籠池理事長を参考人として招致することを要求。御法川信英委員長は「理事会で協議する」と答えました。

森友学園への国有地売却問題

幼稚園児に「教育勅語」を唱和させることで知られる大阪市の学校法人「森友学園」(籠池泰典理事長)が大阪府豊中市に私立小学校の開設を計画。名誉校長に安倍晋三首相夫人の昭恵氏が就任し、当初は「安倍晋三記念小学院」と命名して寄付集めをはじめました。

予定地として財務省近畿財務局から国有地(8770平方メートル)を10年分割払いの契約で2016年6月に購入。その際、国は土地の価格を9億5600万円と鑑定。ところが国は土地に埋まったゴミの撤去費用8億1900



(写真) 瑞穂の國記念小学院の学校案内パンフレットには安倍首相夫人の昭恵名誉校長のあいさつ文が掲載されています

万円などを控除して、1億3400万円で売却しました。

土地の売却を認めた国有財産近畿地方審議会や私立小学校の設立を「認可適当」とした大阪府私学審議会でも、売却や認可について異論が続出していました。

ゴミ処理 一部だけ

本紙取材に学園側認める

森友学園の籠池泰典理事長と代理人の酒井康生弁護士は本紙の取材に、学校用地に埋まるゴミは、一部しか処理していないことを明らかにしました。

籠池氏らによると、4月開校に間に合わせるため、ボーリング工事で出たゴミなど一部だけ処理する方法を選択。敷地全体のゴミは撤去していませんでした。処理費用については「工事途中であり、正確な金額はわからない」としています。

陸自派兵地「最も不安定」

南スーダン 深刻 公述人「PKO5原則崩れる」

衆院予算委 中央公聴会

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

衆院予算委員会は21日、2017年度予算案に関する中央公聴会を開きました。予算案について公述人の小田川義和・全労連議長らが意見を陳述するとともに、自衛隊がPKO（国連平和維持活動）に派兵されている南スーダンの深刻な実情について日本国際ボランティアセンター（JVC）の今井高樹氏が陳述しました。

今井氏は、自衛隊が活動する避難民保護施設の周辺地が「ジュバの中でも最も不安定な、何かしらの衝突が起こっても全く不思議ではない場所だ」と指摘。施設内に避難する元副大統領のマシャール氏の出身部族に対し、政府軍が襲撃を繰り返していると話し、「日本政府は『ジュバは落ち着いている』というが、（停戦合意の成立などを派兵の要件とした）PKO5原則は崩れている」と強調しました。

国会審議で紛糾する南スーダンPKOの陸上自衛隊部隊の日報をめぐる、「戦闘」という言葉を稲田朋美防衛相が「武力衝突」と言い換えたことに対し、今井氏は「言葉遊びのようなものだ」と批判。「現地からみれば、みなさん自分の家族を亡くし、あるいは家を追われ、いまも避難生活を続けている。多くの方が亡くなった。国会でどう表現しようと現場で起きていることは変わらない」と訴えました。

日本共産党の宮本徹議員は、日本政府が昨年12月、国連安全保障理事会での南スーダンへの武器輸出禁止の制裁決議案に棄権し、廃案に追い込んだことに対する見解を尋ねました。今井氏は、「実際に戦闘が起こっている中では（武器禁輸は）何よりも重要だ」とするとともに、正規輸入ルート以外に周辺国から武器が流入する現状も指摘。「（禁輸だけではなく）どうやって和解を達成していくかが重要だ」と述べました。

南スーダン派遣差し止め訴訟

「自衛官の危険 苦痛」

初弁論

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

北海道千歳市の自衛官の母親が、自衛隊のPKO派遣は違憲だとして提訴した「自衛隊南スーダン派遣差し止め訴訟」の第1回口頭弁論が21日、札幌地裁で行われ、原告の平和子さんが意見陳述しました。

法廷には、元自衛官、自衛隊員の家族らも傍聴に訪れ、意見陳述などに真剣に耳を傾けました。

平さんは、南スーダンに派遣された第10次隊の現地の情勢を記録した文書が公表され、戦闘激化でPKOが停止したり、隊員が巻き込まれる可能性があり、現地は深刻な状況にあることを指摘。「私の息子に限らず、自衛官が一人でも安保関連法による任務により、危険にさらされることが耐え難い苦痛です。だれの子どもも殺し殺されてはなりません」とのべました。

閉廷後の報告集会で、弁護団の佐藤博文弁護士は、南スーダンでのPKOは戦闘状態のなかで行われており、初めて自衛隊員が他国の地で発砲し殺傷することが極めて現実的になっていると告発。「このたたかいは法廷だけでは終わらない問題。法廷と世論の力で早く撤退を勝ち取りたい」とのべました。

会見では、訴訟に参加している弁護団が紹介され、各弁護士が裁判の意義などについて報告しました。

解説

問題点の核心に迫る

南スーダン派遣差し止め訴訟の第1回口頭弁論で、原告・平和子さんと代理人弁護士がおこなった意見陳述は、危険な派遣の問題点の核心に迫るものでした。

原告側は、自衛隊南スーダン派遣部隊が現地の軍事情勢を報告、統合幕僚監部が保管していた「日報」の全面開示にとどまらず、「南スーダンPKO活動の全てを明らかにする」ことを求めていくとのべました。

同訴訟は、現職自衛官の母親が、自衛隊の南スーダンPKO派遣の実態と違憲性を問う、全国で初めてのケースです。この「現在進行形の戦争」への派兵を兵士の家族の立場から権利を行使して止めることにある、という意義からも南スーダンPKOの実態を詳細に明らかにすることは必須だからです。

意見陳述では、イラク派遣違憲訴訟での開示資料や国連資料をもとに、国連PKO派遣における「戦争のリアリティー」を争点として国に迫ることも力説しました。

こうした争点を鮮明にした初の口頭弁論。南スーダンに派遣される自衛隊の命と安全、何よりも海外での武力行使を禁じる憲法を脅かす「戦場」である南スーダンPKOからの自衛隊撤退を勝ち取るという、強い決意を感じさせました。

(山本眞直)

衆院予算委員会 中央公聴会

しんぶん赤旗 2017年2月22日(水)

衆院予算委員会での2017年度予算案に関する中央公聴会(21日)での日本国際ボランティアセンター(JVC)の今井高樹氏と全労連の小田川義和議長の意見陳述(要旨)は次の通りです。

日本に敵対感情も

日本国際ボランティアセンター 今井 高樹氏

昨年7月の南スーダンの首都での大きな戦闘以降、被災・避難民のために緊急人道支援

活動を行っています。国民の約3人に1人が避難生活を送り、半数が深刻な食糧不足です。民族間の対立、報復と憎悪の連鎖が広がっています。国連も警告するように、まさに紛争状態にあると認識します。

この2週間の間に、キール政権の労働大臣と軍の司令官が辞任しました。大統領のディンカ族を中心に他の民族を排斥していると抗議を表明したのです。こうした政治的な混乱のなか、軍の内部分裂や住民の暴動、それに対する虐殺が起きる可能性は少なくありません。自衛隊が(安保法制＝戦争法に基づく)「駆け付け警護」や宿営地防護をすれば、紛争に巻き込まれて戦闘当事者になり、日本に対する大きな敵対感情が巻き起こるでしょう。

仮に私たちが拘束された場合には、決して武力ではなく、現実的には話し合いで解決する方がよほど安全です。また、かつて南スーダンのPKO部隊の一部が反政府勢力に拘束されましたが、交渉によって収まりました。

日本に何ができるのか。それは決して自衛隊派遣ではなく、憲法9条をもつ国として、紛争当事者間での話し合いの場をつくる、和解の手助けをすることです。PKOは必ずしも軍だけではなく、文民警察もあります。行政機構や法律を整備する部門に派遣するなど、日本は大きな貢献ができるはずです。

目の前で苦しんでいる人たちへの人道支援は大きな課題です。そして安倍晋三首相は(国会審議で)、現地で頑張っているNGOの方を見捨てていいのかという話をしました。しかし、日本の外務省は日本のNGOスタッフを南スーダンに入りにくくしている現状があります。日本のNGOは外務省から助成金を受け取ると、南スーダンへの渡航を規制されます。そのために日本に入ってくる南スーダンの情報も非常に限られているのです。

政府や民間、研究者がいろんな情報を集めて、初めて現地に対して正しい判断ができます。ぜひ再考をしていただきたいと思います。

労働者の声反映を

全労連議長 小田川 義和氏

政府の「働き方改革実現会議」が示した同一労働同一賃金の「ガイドライン案」と「長時間労働規制案」は、労働者の深刻な実態と声を反映していません。

同一労働同一賃金の「ガイドライン案」で特に問題なのは「管理職となるキャリアコースの新卒正社員より、仕事を指導する熟練パートタイム労働者の賃金を低くしてもよい」との例示です。

管理職コースとその他の採用コースを区分し、当初から前者を賃金上も優遇するのは、戦前の官吏、吏員、雇員という身分差別をほうふつさせる例示で、非正規雇用の労働者から「失望した」との声が強く上がっています。

時間外労働の規制では、三六協定について「臨時的に特別の事情がある場合」に年720時間(月平均60時間)の特例を認めるとしているが、到底賛同できません。過労死認定基準さえ超える時間が検討の対象となっているなら論外です。

さらにインターバル規制(次の勤務までの一定の休息时间)の法定化が見送られようとしています。健康と安全への効果を再検討すべきです。

労働者の深刻な実態をふまえ、緊急にご議論いただきたい働き方改革の課題を3点申し上げます。

第一は、労働者の格差と貧困の是正、中間層の再生を目的に、最低賃金の大幅引き上げを政策的にご検討いただきたい。

現行の最低賃金制度は、その水準の低さと地域間格差という大きな問題があります。この改善につなげるため、すみやかに時給1000円を実現し、時給1500円をめざす政治決断をお願いしたい。

最低賃金の引き上げを進めるため、中小企業への助成措置拡充などの施策を同時にご検討いただきたい。

第二は、雇用・職業における差別禁止という立場で、同一労働同一賃金の実現にむけて論議をお願いしたいということです。

非正規雇用は女性の割合が多く、雇用形態だけでなく性別等に基づく差別の禁止や、均等待遇原則などを法令に明記することとして、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働契約法などの改正論議をお願いしたい。

第三に、労働時間の規制強化は、非正規雇用労働者の減少や雇用拡大に効果があることは明らかです。長時間過密労働を解消し、過労死などあってはならない事態の根絶を最優先事項にさせていただきたいと思えます。

長時間労働の規制は、厚生労働大臣告示が定める週15時間、月45時間、年360時間を超える時間外労働を認めないこと、違反した場合の罰則を明記することを要望します。

政府がすでに国会に提出している労働基準法「改正」案は、高度プロフェッショナル労働制の創設と裁量労働制の拡大で、長時間労働の是正に逆行するもので撤回を強く要望します。